

# 「愛する地球のために約束する草津市条例の見直し」について

草津市くさつエコスタイルプラザ

「愛する地球のために約束する草津市条例」は、本市の地球温暖化防止に関する条例として、平成20年4月1日に施行されましたが、条例制定から10年が経過し、社会状況も大きく変化しており、今般、草津市環境審議会に諮問したうえで、見直しをすすめます。



↑草津市の地球温暖化防止  
市民運動のロゴマーク

## 1. 条例の概要

### ○目的

市民、事業者、団体等の多くの方が、それぞれの役割の中で、積極的に地球温暖化防止に取り組むために制定。

### ○内容

#### ・地球のために約束する協定の仕組み

市民、事業者、団体等が、市長と「地球のために約束する協定」を結ぶ仕組みなどを定めている。

#### ・協定への支援

多くの方が協定を結び、協力してもらえるように、市の支援などを定めている。

#### ・表彰

特に優れた取り組みについて、表彰することを定めている。

#### ・見直し

施行10年後、社会の状況の変化に対応するため、見直しを行うことを定めている。

施行日：平成20年4月1日

## 2. 見直しのポイント

条例策定から10年が経過したなかで、社会の状況は大きく変化しており、草津市環境審議会に諮問したうえで、今回見直しを行うものである。

## 3. 地球温暖化に関する社会の状況変化

【裏面参照】

【参考】地球温暖化に関する社会の状況変化（平成 20 年以降） ※キーワード網掛け

○平成 23 年 3 月：東日本大震災に伴う福島第一原子力発電所の事故

社会全体として、省エネルギー、再生可能エネルギーの重要性が高まる。

○平成 27 年 7 月：新国民運動 COOL CHOICE スタート

温室効果ガス排出量の削減目標（この時点は日本の約束草案、後の計画と同数値）達成のために、政府・事業者・国民が一致団結して行動を起こすためのスローガン。

○平成 27 年 9 月：SDGs の採択

21 世紀の国際社会目標として掲げていた MDGs（途上国の開発課題が中心）に代わる目標として、持続可能なエネルギーの利用拡大や気候変動対策などが盛り込まれる（平成 28～42 年の新たな国際目標）。

○平成 27 年 11 月：国が気候変動適応計画を策定

温暖化の影響に対処するため、排出抑制の「緩和策」だけでなく、温暖化の影響に対して適応する「適応策」を進めることが示される。

○平成 27 年 12 月：COP 21 においてパリ協定の採択（平成 28 年発効）

地球の気温上昇を産業革命（18 世紀後半から 19 世紀）以前に比べて 2℃より十分に低く抑える目標。歴史上はじめて、すべての国が参加する公平な合意。温暖化対策の世界的な潮流は「低炭素化」から「脱炭素化」へ。

○平成 28 年 5 月：国が地球温暖化対策計画を策定

パリ協定の採択を受け、日本の約束草案に示した削減目標を計画として策定。

○平成 30 年 12 月 1 日：「気候変動適応法」の施行

法制化により、気候変動に対する自治体の対応を促すことが狙い。

○平成 31 年 1 月 31 日：県が「滋賀県気候変動適応センター」を設置

地域において気候変動適応を推進する拠点として、国立環境研究所と連携し、気候変動影響に関する情報の収集、分析等を進めることで、関連する試験研究の推進や気候変動適応策の検討につなげることが狙い。

【用語解説】

COOL CHOICE	温室効果ガスの削減目標達成のため、例えば家庭・業務部門では約 4 割という大幅削減が必要であり、政府は、脱炭素社会づくりに貢献する「製品への買い替え」、「サービスの利用」、「ライフスタイルの転換」など地球温暖化対策に資するあらゆる「賢い選択」を推進している。これらの国民運動のスローガン。
SDGs	2015 年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」にて記載された 2016 年から 2030 年までの国際目標。17 の目標があり、「7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに」、「13 気候変動に具体的な対策を」といった目標で地球温暖化対策との関わりがある。
適応策	すでに起こりつつある気候変動の影響へ対処する方策。熱中症や暴風雨対策、農作物の改良など。これまで広く知られてきた「緩和策」と呼ばれる、温室効果ガスの排出量を減らす努力と両輪で取組む必要性がある。
パリ協定	2020 以降の温暖化対策の国際的な枠組み。世界共通の目標として、世界の平均気温の上昇を 2℃未満にする（さらに、1.5℃に抑える努力をする）こと、今世紀後半に温室効果ガスの排出を実質ゼロにすること（＝脱炭素）が打ち出された。